証券コード　8174
平成28年６月７日

株　主　各　位

東京都中央区八丁堀二丁目10番７号
日本瓦斯株式会社
代表取締役
社　　長　和　田　眞　治

第62回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第62回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年６月27日（月）午後５時30分までに到着するようご返送くださるか、当社の指定する議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）より議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　　平成28年６月28日（火曜日）午前10時
２．場　　所　　東京都千代田区内幸町一丁目１番１号
　　帝国ホテル　本館４階　桜の間
　　（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
３．目的事項
　　報告事項　　１．第62期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
　　２．第62期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）計算書類の内容報告の件
　　決議事項
　　第１号議案　　剰余金処分の件
　　第２号議案　　定款一部変更の件
　　第３号議案　　取締役１名選任の件
　　第４号議案　　監査役２名選任の件

以　上

　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
　なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合はインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　http://www.nichigas.co.jp/）に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

⑴ 事業の経過及びその成果

エネルギー業界におきましては、本年４月１日に電力小売りが全面自由化され、異業種からの参入や異業種とのセット割料金メニューによる、厳しい顧客獲得競争が既に開始されております。

また、来年４月には都市ガスの全面自由化が予定されており、業種の垣根を越えた競争が一層激化し、エネルギー業界の再編が加速するものと思われます。

このような状況を踏まえ、当社は、安全と安定供給を担保しつつ、お客様にエネルギーサービスの新たな利便性を提供することが極めて重要と考え、2015年10月５日付で東京電力株式会社と電力・ガスのセット販売に関する業務提携契約を締結いたしました。現在、本契約に基づくセット販売でのお客様獲得に当社グループの総力を挙げて取り組んでおります。

また、急速に変化する事業環境の中で勝ち抜くために、財務基盤の強化と顧客基盤の拡充、及びガス事業における業務効率の向上が急務と考え、2015年12月に海外募集による自己株式の処分により194億円の資金調達を行いました。

新たなお客様サービスといたしまして、東京海上日動火災保険株式会社と共同で、全てのガス機器の10年保証と駆けつけサービス（水まわり等のトラブルに無料で対応する。）を組合せたニチガス・プロテクトメンバー・サービス「大きなお世話」を開発し、ご契約頂いたお客様の毎日の生活を幅広くサポートさせて頂くサービスメニューがスタートし、ご契約件数は現時点で14千件を超えております。

今後は、お客様に選ばれる総合エネルギー企業への成長を目指し、ブランディング戦略を進めると共に、エネルギー小売自由化が進み厳しい市場環境にある米国及び豪州の投資先から得られる知見を活かし、魅力的な料金メニューや付加価値サービスの開発に注力して参ります。

当社で既に稼働し、検針・配送・保安サービス等の高質化とオペレーションコストの削減に大きく寄与している、クラウドとモバイルディバイスの連携システムについては、他社との効率的な業務連携において最も重要なシナジーツールと位置付け、今後、多様化が予想される料金メニュー等への対応が可能となるよう

リニューアル投資を積極的に進めて参ります。
さらに今後の事業展開においてコスト削減とお客様に新たな利便性を提供するための重要なツールとなるICT、IoT、フィンテック等の領域への先行投資を積極的に展開して参ります。
なお、当連結会計年度末の当社グループのお客様数は、前連結会計年度末に比べ45千戸増の1,153千戸と順調に増加しております。

当連結会計年度の売上高につきましては、お客様数は順調に増加いたしましたが、ガス販売量が暖冬の影響等により前年同期に比べ減少したことに加え、原料価格の値下がりに伴う販売単価の低下等があり、1,146億9千1百万円（前年同期比8.8%減）となりました。
利益面につきましては、業績の向上に貢献した社員にインセンティブを与え、働き甲斐のある職場とすることを目的とした新人事制度の導入に伴う人件費の増加等がありましたものの、原料価格が前年同期に比べ低く推移し売上原価が減少したこと等により、営業利益は118億1千万円（前年同期比17.9%増）、経常利益は113億3千1百万円（同20.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は70億9千万円（同28.3%増）といずれも増益となり、営業利益、経常利益は、5期連続で過去最高益を更新いたしました。

当連結会計年度のセグメント別の概況は次のとおりであります。

［ＬＰガス事業］
ＬＰガス事業におきましては、家庭用ガス販売量はお客様数の順調な伸びに伴い若干の増加となりましたが、業務用ガス販売量が暖冬の影響等により前年同期に比べ減少したことに加え、販売単価が低下いたしましたため、当連結会計年度の売上高は670億9千9百万円と前年同期に比べ50億7千9百万円（前年同期比7.0%減）の減収となりました。

［都市ガス事業］
都市ガス事業におきましては、家庭用ガス販売量が暖冬の影響等により前年同期に比べ減少したことに加え、天然ガスの販売単価が原料費調整制度により低く推移いたしましたため、当連結会計年度の売上高は475億9千2百万円と前年同期に比べ59億6千2百万円（前年同期比11.1%減）の減収となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度におきまして、当社グループは、ＬＰガス並びに都市ガスの供給体制の安定・合理化をはかるため、また、新規需要に対処するため、ガス事業を中心とした設備投資を実施いたしました。

主なものとしては、当社におけるデポ基地２か所の新設工事、また、東彩ガス株式会社における春日部市・越谷市地区内等導管工事（埼玉県）、新日本瓦斯株式会社における久喜市・北本市地区内等導管工事（埼玉県）、東日本ガス株式会社における取手市・我孫子市地区内等導管工事（茨城県・千葉県）、北日本ガス株式会社における小山市・鹿沼市地区内等導管工事（栃木県）などであります。

この結果、当社グループの設備投資額は123億7千5百万円となりました。

なお、所要資金は主に自己資金によっております。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の資金調達につきましては、海外募集による自己株式の処分を行い、総額で194億4千4百万円の資金調達を行いました。

(4) 財産及び損益状況の推移

区　　分	平成25年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期	平成28年3月期（当連結会計年度）
売上高	百万円 117,070	百万円 126,833	百万円 125,733	百万円 114,691
経常利益	百万円 8,189	百万円 9,193	百万円 9,427	百万円 11,331
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円 3,774	百万円 9,464	百万円 5,528	百万円 7,090
１株当たり当期純利益	円銭 78 01	円銭 220 93	円銭 148 26	円銭 190.71
総資産	百万円 124,958	百万円 123,496	百万円 123,910	百万円 139,097
純資産	百万円 53,016	百万円 44,831	百万円 34,969	百万円 60,316
１株当たり純資産額	円銭 832 11	円銭 1,017 92	円銭 1,006 67	円銭 1,412.96

（注）１．１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額については、自己株式（5,877,635株）を控除して計算しております。
２．１株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき、１株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。
３．当社は、平成27年９月14日より「役員報酬BIP信託」を導入しており、当該信託が所有する当社株式を自己株式として処理しております。これに伴い、１株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は156,853株であり、１株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式数は291,300株であります。

(5) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
	百万円	%	
東彩ガス株式会社	450	100	都市ガス供給業
東日本ガス株式会社	400	100	〃
新日本瓦斯株式会社	400	100	〃
北日本ガス株式会社	400	100	〃
日本瓦斯工事株式会社	100	99.00	管工事業
日本瓦斯運輸整備株式会社	24	99.00	輸送業

（注）特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(6) 対処すべき課題

エネルギー業界を取り巻く環境は、電力自由化とともに大きく変化をして参りました。石油元売り大手の事業統合、電力・ガスの垣根を越えた大手事業者間のアライアンス等が次々と発表され、来年４月には都市ガスの自由化も始まり、いよいよエネルギーの全面自由化がスタート致します。

当社は、エネルギー業界の大競争時代の到来を早くから想定し、自由化領域であるＬＰガス事業において積極的な構造改革や営業力強化により大幅な顧客増の実績をあげると共に、2011年から自由化先進国のアメリカ・オーストラリアでエネルギーの小売事業に取り組むなど、その備えを着実に進めて参りました。エネルギー全面自由化の市場で厳しい消費者の皆様のご支持をいただき、その結果として企業価値の持続的な向上を目指します。本年度は、都市ガス全面自由化に向けた最終年度となります。ステークスホルダーズの皆様からの付託に応えるべく、長年に亘る自由化への準備の総仕上げとして次の対処すべき課題に取り組んで参ります。

１．顧客基盤拡大への取り組み

当社はこれからも一般家庭用を中心として顧客基盤を拡大してまいります。電力と都市ガスの全面自由化は当社に大きな追い風となり、本年以降、これまで以上に大きく顧客数を増加させる好機であると認識しております。そのために当社は、東京電力エナジーパートナー株式会社と提携し、来年度の都市ガス自由化を目指し、既存のガスに加えて電力をセット販売することにより顧客との接点をさらに拡大させて参ります。また、競争市場の激化は、効率的な事業運営を行っている当社にとってシナジーのあるM&Aの好機であるととらえ、M&Aを積極的に進め2015年12月に自己株式の処分により株主の皆様からお預かりした資金を、これらの顧客基盤の拡大に大きく投資させていただく計画です。

２．ICTの更なる進化

当社は保安の高質化と事業の効率化を目的としてICTを積極的に事業に取り入れて参りました。クラウドシステム「雲の宇宙船」をベースとして事業を運営することで無駄な中間コストは削減され、競争力あるガスの販売価格と高い事業の収益性を実現しています。当社は、今後更に激化する能率競争を勝ち抜くための鍵はICTにあると考えており、現状に満足することなく、人工知能、フィンテック、

ブロックチェーン等に代表される先進的なICTを積極的にオペレーションに取り込み、事業の更なる高質化と効率化を進めて参ります。

３．都市ガス事業における意識改革

当社はＬＰガスの小売事業者であると同時にグループ会社で都市ガス事業を展開しております。都市ガスの小売事業は2017年4月に全面自由化され、都市ガス事業においても厳しい能率競争が開始されます。当社はこれに向けてグループ都市ガス会社の完全子会社化、グループ業務・経理・管理システムの統一化などの準備を進めて参りました。本年はその総仕上げとして、自由化以降の激しい競争に向けて、社員の意識改革と実務のクラウド化による構造改革を強く推し進めて参ります。

４．コーポレートガバナンスの推進と株主様との対話

当社は公開企業として、株主の皆様からご支持をいただくことが、企業の成長に不可欠であると認識しており、そのために社外取締役の増員、取締役等に対する業績連動報酬の採用、役員退職慰労金の廃止など様々なコーポレートガバナンスの強化を強く推し進めて参りました。今後も現状に満足せず、常に時代の要請に応じたコーポレートガバナンスの構築を目指し改革を進めて参ります。また株主の皆様との深い建設的な対話を重視し、代表取締役も含めて国内外でさらなる積極的なIR活動を行って参ります。

(7) 主要な事業内容（平成28年３月31日現在）

当社グループはＬＰガス、都市ガス、簡易ガスの供給並びにガス機器等の販売とこれらに附帯する事業を営んでおり、主なものは次のとおりであります。

事　　業	取　扱　商　品
ＬＰガス事業	ＬＰガス、簡易ガス、ガス機器、住宅設備機器、空調機器、受注工事（ガス供給設備工事、給排水衛生設備工事、リフォーム）、ライター用・カセットこんろ用ガスボンベ、エアゾール製品（化粧品・医薬部外品、家庭用品、工業用品、自動車用品）、カセットこんろ、土地、建売住宅、注文建築、保険代理業務、生活関連商品等
都市ガス事業	都市ガス、ガス機器、住宅設備機器、空調機器、受注工事（ガス供給設備工事、リフォーム）等

(8) 主要な営業所及び工場（平成28年３月31日現在）

①　当社の主要な営業所及び工場

本　　社	東京都渋谷区代々木
営　業　所	清瀬営業所（東京都）旭営業所（神奈川県）大宮営業所（埼玉県） 流山営業所（千葉県）土浦営業所（茨城県）宇都宮営業所（栃木県） 甲府営業所（山梨県）三島営業所（静岡県）他52ケ所
工　　場	田無工場（東京都）町田工場（東京都）取手工場（茨城県） 滋賀工場（滋賀県）甲府工場（山梨県）千葉工場（千葉県） 埼玉工場（埼玉県）津久井工場（神奈川県）

②　重要な子会社及び主要な事業所

東彩ガス株式会社	本　社	埼玉県越谷市
	事業所	埼玉県春日部市
東日本ガス株式会社	本　社	茨城県取手市
	事業所	千葉県我孫子市
新日本瓦斯株式会社	本　社	埼玉県北本市
	事業所	埼玉県久喜市
北日本ガス株式会社	本　社	栃木県小山市
	事業所	栃木県鹿沼市
日本瓦斯工事株式会社	本　社	東京都渋谷区
日本瓦斯運輸整備株式会社	本　社	東京都西東京市

(9) 使用人の状況（平成28年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
1,517名（331名）	14名増（29名増）

（注） 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
734名（174名）	6名増（14名増）	36.2歳	10年

（注） 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先の状況（平成28年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	10,938百万円
株式会社みずほ銀行	10,484百万円
株式会社三井住友銀行	8,776百万円

２．会社の株式に関する事項（平成28年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　　179,846,100株

(2) 発行済株式の総数　　48,561,525株（自己株式5,586,335株を含む）

(3) 株主数　　4,733名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
ＭＳＣＯ　ＣＵＳＴＯＭＥＲ　ＳＥＣＵＲＩＴＩＥＳ	2,706,410 株	6.3%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,960,400 株	4.6%
みずほ信託銀行株式会社　退職給付信託　みずほ銀行口　再信託受託者　資産管理サービス信託銀行株式会社	1,604,000 株	3.7%
野村信託銀行株式会社（退職給付信託三菱東京ＵＦＪ銀行口）	1,350,000 株	3.1%
株式会社三井住友銀行	1,180,938 株	2.7%
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	1,164,820 株	2.7%
ＧＯＬＤＭＡＮ，ＳＡＣＨＳ＆　ＣＯ．ＲＥＧ	1,066,500 株	2.5%
日本生命保険相互会社	1,041,220 株	2.4%
野村信託銀行株式会社（退職給付信託・三菱ＵＦＪ信託銀行口）	830,000 株	1.9%
株式会社武蔵野銀行	802,714 株	1.9%

（注）　当社は、自己株式5,586,335株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。なお、自己株式には、「役員報酬BIP信託」導入において設定した、日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）所有の当社株式291,300株を含んでおりません。
また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

３．新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

４．会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（平成28年３月31日現在）

氏　　名	会社における地位及び担当	重要な兼職の状況
和田眞治	代表取締役社長（営業本部長）	
中山雄樹	代表取締役副社長（管理本部長）	
渡辺大乗	専務取締役（営業本部エネルギー企画部長（総合エネルギー事業部、ライフプロダクト営業部管掌））	
小池四郎	専務取締役（管理本部副本部長兼総務部長）	
荒木太	常務取締役（営業本部エネルギー営業部西関東支店長）	日本瓦斯運輸整備株式会社代表取締役社長
森下淳一	常務取締役（営業本部エネルギー管理部長兼情報通信技術部長）	日本瓦斯工事株式会社代表取締役社長
田中敏也	取締役（営業本部ライフプロダクト営業部長）	
向井正弘	取締役（営業本部エネルギー企画部長兼情報通信技術部長（総合エネルギー事業部管掌））	
柏谷邦彦	取締役（営業本部海外事業部長兼IR・資本戦略部長）	
渡辺直美	取締役（管理本部人事部長）	
阪本敏康	取締役（営業本部総合エネルギー事業部長）	
井出隆	取締役	日本サード・パーティ株式会社　監査役
河野哲夫	取締役	
大槻昌平	常勤監査役	
坂本昭二郎	監査役	
能勢元	監査役	東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社代表取締役 リーマン・ブラザーズ証券株式会社　監査役
山田剛志	監査役	株式会社トップカルチャー監査役

（注）１．取締役井出隆氏及び河野哲夫氏は、社外取締役であります。井出隆氏及び河野哲夫氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員であります。

２．監査役坂本昭二郎氏、能勢元氏及び山田剛志氏は、社外監査役であります。坂本昭二郎氏、能勢元氏及び山田剛志氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員であります。

３．監査役能勢元氏は公認会計士、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

４．当事業年度中の取締役及び監査役の異動
平成27年６月25日開催の第61回定時株主総会において、新たに阪本敏康氏、井出隆氏及び

河野哲夫氏が取締役に、山田剛志氏が監査役に選任され、就任いたしました。
平成27年６月25日開催の第61回定時株主総会終結の時をもって、鎌形哲夫氏、寺田二三男氏、佐藤一郎氏及び土屋友紀氏は任期満了により取締役を、井出隆氏は辞任により監査役を退任いたしました。

５．当事業年度終了後における取締役の地位・担当の異動
該当事項はございません。

６．平成28年４月１日現在の取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります。

氏名	役名	職名
鎌形哲夫	常務執行役員	関東中央支店長
寺田二三男	常務執行役員	北関東支店長
佐藤一郎	常務執行役員	南関東支店長
土屋友紀	常務執行役員	東関東支店長
岩谷治樹	常務執行役員	ライフプロダクト営業部長
湯浅良平	執行役員	エネルギー管理部長
蓼沼明	執行役員	北関東支店部長
紫藤武久	執行役員	北関東支店第２部長
尾作恵一	執行役員	人事部長
宮本英一	執行役員	経財部長
清田慎一	執行役員	ＩＲ・資本戦略部長
平田邦臣	執行役員	総合エネルギー事業部長（TEDグループ担当）

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同法第425条第1項各号に定める金額の合計額をもって損害賠償額の限度としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人数	報酬等の額
取締役	17名	364百万円
（うち社外取締役）	（ 2名）	（ 5百万円）
監査役	5名	24百万円
（うち社外監査役）	（ 4名）	（ 7百万円）
合計	22名	388百万円
	（ 6名）	（ 12百万円）

（注）１．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
２．取締役の報酬限度額は、平成27年６月25日開催の第61回定時株主総会において年額400百万円以内（内、社外取締役30百万円以内。また、使用人分給与は含まず。）と決議しております。

役員報酬制度は、固定報酬である基本報酬及び業績報酬（各事業年度の業績指標及び役位に応じて取締役に当社株式が交付される「役員報酬BIP信託」）により構成することとしております。

3．監査役の報酬限度額は、平成27年６月25日開催の第61回定時株主総会において年額70百万円以内と決議しております。

4．上記報酬等の額には、平成27年６月25日開催の第61回定時株主総会において承認された当事業年度における株式報酬引当金の繰入額（取締役11名に対し84百万円）及び役員退職慰労金制度打切りに伴う功労加算金相当額（取締役５名に対し57百万円）を含めております。

5．取締役の報酬等の額には、平成27年６月25日開催の第61回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役４名の在任中の報酬等の額が含まれております。

6．監査役の報酬等の額には、平成27年６月25日開催の第61回定時株主総会終結の時をもって辞任した社外監査役１名の在任中の報酬等の額及び役員退職慰労金0百万円が含まれております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

・取締役井出隆氏は日本サード・パーティ株式会社の監査役を兼務しております。当社と上記法人との間には特別な関係はありません。

・監査役能勢元氏は東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社の代表取締役及びリーマン・ブラザーズ証券株式会社の監査役を兼務しております。当社と上記法人との間には特別な関係はありません。

・監査役山田剛志氏は株式会社トップカルチャーの監査役を兼務しております。当社と上記法人との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

・取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（18回開催）		監査役会（15回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 井出 隆	14回	100%	5回	100%
取締役 河野 哲夫	14回	100%	―回	―%
監査役 坂本 昭二郎	18回	100%	15回	100%
監査役 能勢 元	18回	100%	14回	93.3%
監査役 山田 剛志	13回	92.8%	9回	90%

（注） 当事業年度に開催された取締役会は18回、監査役会は15回でありますが、井出隆氏は第61回定時株主総会において、監査役を辞任し、取締役に就任致しましたので、取締役会及び監査役会への出席率は平成27年4月1日から同年6月25日までの間における監査役会の回数5回、就任日である平成27年6月25日から平成28年3月31日までの間における取締役会の回数14回を基に計算しております。また、河野哲夫氏及び山田剛志氏は第61回定時株主総会に

おいて、取締役及び監査役にそれぞれ選任され就任致しましたので、両氏の取締役会及び監査役会への出席率は就任日である平成27年6月25日から平成28年3月31日までの間における取締役会開催回数14回、監査役会数10回を基に計算しております。

③　取締役会及び監査役会における発言状況

・取締役井出隆氏は、公認会計士として会計・財務に関して十分な実績をあげられており、その豊富な知識を生かして、当社経営上の有用な指摘、意見表明を行っております。
・取締役河野哲夫氏は、大手金融機関に長年勤務し金融・財務面のみならず海外事業に対しても豊富な知見を有しており、当社の資本政策・海外事業に対して的確かつ積極的に意見表明を行っております。
・監査役坂本昭二郎氏は、ガス業界に関する豊富な経験、幅広い知識と見識を有しており、当社経営上の有用な指摘、意見表明を行っております。
・監査役能勢元氏は、公認会計士として会計・財務に関して十分な実績をあげられており、その豊富な知識を生かして、当社経営上の有用な指摘、意見表明を行っております。
・監査役山田剛志氏は、弁護士資格を持つ現職の大学教授でありその専門知識と見識から、必要に応じ、当社の経営上有用な指摘、意見表明を行っております。

５．会計監査人の状況

(1) 名称

協立監査法人

(2) 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	31百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	33百万円

（注）１.会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、監査役会が、会計監査人の業務執行状況及び一般的な会計監査人の報酬水準について確認した上で、当年度の報酬が、会計監査人の独立を維持し、当社及び連結子会社を含めた企業集団の監査環境及び内部統制システムの状況等に対するリスクの評価等に応じた適切な監査体制並びに監査計画の下での会計監査を遂行するに相応しい額の監査報酬であるかを審議した結果、妥当であると判断したため、会計監査人の報酬に同意しております。

２.当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

３.子会社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、合意された手続による契約についての対価を支払っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、協立監査法人に対して、公認会計士法第２条第１項以外の業務であるコンフォート・レター作成業務等についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

６．業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制については以下のとおりであります。

(1)　業務運営の基本方針

当社は、以下の経営理念を経営の拠り所とし、かかる当社の経営理念を実現するための有効なコーポレート・ガバナンス及び内部統制システムの構築を総合的に行うための組織として、代表取締役社長を委員長とする「内部統制システム委員会」を設置した。

① 地域社会に対する貢献

環境負荷の少ないエネルギーを、地域社会に最適な供給方法により、安全と安定供給を担保しつつ適正価格で提供することにより、お客様のより快適な生活に資するとともに、地域社会の環境保全や防災活動に貢献します。又、地域社会の一員として地域の価値向上に積極的に参加し、かつ納税義務を果たすことも企業としての社会的責任であり社会貢献と考えます。

② 企業の持続的成長を目指す

地域社会に貢献し、お客様を増やすことが経営基盤をさらに強固なものとすると考え、適正な利益を確保し効率的な投資を行い、企業価値の長期的向上に努めます。また、株主に対しては継続的・安定的な配当と内部統制体制の構築により、株主価値の向上に努めます。

③ 人的資源の尊重

社員をはじめとする人的資源は企業を支える重要な財産と位置づけており、お客様に密着したきめ細かいサービスを行うため、社員の能力を最大限に発揮出来るような経営を行うことは、企業の持続的成長のために不可欠な要素であります。その根底に社員、お取引先並びにその家族の幸福が不可欠であり、経営に当たってその増進を目指します。

(2)　取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス全体を統括する組織として、管理本部長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置する。

コンプライアンスの推進については、マニュアルを制定し、役員及び従業員等が、それぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題としてとらえ業務運営

にあたるよう、研修等を通じ、指導する。
　また、当社は、相談・通報体制としてヘルプラインを設け、役員及び従業員が、社内においてコンプライアンス違反行為が行われ、又は行われようとしていることに気づいたときは、外部弁護士及び監査室に通報するように定める。会社は、通報内容を秘守し、通報者に対して、不利益な扱いを行わない。
　当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力と一切の関係を持たず、反社会的勢力の不当要求に対して断固たる姿勢で臨む。
　財務報告に係る内部統制については、会社法、金融商品取引法、東京証券取引所規則等との整合性を確保するため、管理本部を中心に十分な体制を構築する。

(3)　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
　当社は、管理本部長を統括責任者、総務部を事務局とし、法令・社内規程に基づき情報の保存・管理を行う。
　取締役・監査役は必要に応じて保存・管理した情報を閲覧できる。
　また、情報のセキュリティについてはガイドライン、個人情報保護に関する基本方針を定めて対応する。

(4)　損失の危険の管理に関する規程その他の体制
　当社は、リスク管理を統括する組織としてエネルギー管理部所管常務を委員長とする「リスク管理委員会」を設置し、有事においては「リスク管理規程」に従い、会社全体として対応し危機管理にあたることとする。
　平時から、リスク管理委員会において、当社におけるリスクを評価して対応方針を決定し、統制すべきリスクについては社員教育を徹底し、そのリスクの軽減等に取り組む体制を作る。万一の災害時に備え、安全・安定供給リスクを専管する組織として、エネルギー管理部が専門的な立場から、安全面・環境面・物流面での緊急保安体制を組織し、毎年訓練等を行う。

(5)　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
　当社は、定例の取締役会を毎月開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行う。業務執行と経営効率を向上させるため、各部門長が出席する経営企画会議を毎月開催し、基本的事項及び重要事項に係る意思決

定を機動的に行う。
当社は、独立した専門家により構成される「経営評価委員会」を組織し、半期に１度、定例会議を開催し、代表取締役社長の諮問を受けて答申することにより、有効なガバナンスの維持に努める。
業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ経営計画及び各年度予算を立案し、全社的な目標を設定し、各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行する。
また、当社においては代表取締役社長が自ら全社員と直接面談して対話するなど、社員に向けた経営層の方針等が速やかに伝達できる体制を構築する。

(6)　当社及びその子会社から成る企業集団（以下、当社グループという。）における業務の適正を確保するための体制
①　子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社グループ全体の経営戦略にかかる情報共有と方針決定のため、月に１回、グループ各社の社長及び幹部が参加する「経営企画会議」を開催する。
非常事態発生時の子会社を含めた連絡網によって当社への迅速な報告を行う等、一定の重要事項についての当社への報告体制を構築する。
当社の内部監査部門による子会社の内部監査及び内部統制活動のレビューを行う。
②　子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社グループ全体のリスク管理を定める「グループリスク管理規程」を策定し、グループ全体のリスクを概括的に管理する。
「リスク管理委員会」は、当社グループ全体のリスクの把握に努め、リスクを低減するための施策を検討する。
③　子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
子会社から当社に対し、年度事業計画を提出し、連結ベースでの業績管理を行う。
当社の基幹業務システム「雲の宇宙船」及びグループウェアを子会社に導入し、グループ共通のシステムを構築し、グループ内の情報共有を図る。
グループ内での管理業務の集約化を図り、適正な人材の配置を行う。

④　子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

グループ全体の役員・従業員に適用される行動規範及びコンプライアンス基本方針を定める。

グループ全体の役員・従業員に対するコンプライアンス研修を実施する。

当社又は子会社の内部監査部門による子会社の監査を実施する。

(7)　監査役の職務を補助すべき使用人とその独立性に関する事項

監査役が補助使用人を置くことを求めた場合、その専属・兼務の別、人数・地位等について適切に決定するものとし、当該使用人の人事異動及び人事評価については監査役会の同意を得るものとし、独立性の確保を図る。

(8)　監査役への報告体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 当社の役職員が監査役に報告するための体制

取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査役に報告する。

また、常勤監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、常務会・経営企画会議や内部統制システム委員会・コンプライアンス委員会・リスク管理委員会などの重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求めることとする。

なお、監査役は、会計監査人、内部監査部門、子会社の監査役等と情報交換を行い、緊密な連携を図る。

② 子会社の役職員又はこれらの者から報告を受けた者が親会社の監査役に報告をするための体制

子会社の役員及び従業員は、当社又は子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合、当社の監査役に報告する。

子会社の役員及び従業員は、当社の監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。

当社及び子会社の内部監査部門は、当社の監査役に対し、子会社の内部監査結果を報告する。

③　監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役へ報告を行った者が、当該報告をしたことを理由に不利な取り扱いを受けない旨の社内規程を定める。

④　監査役の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査費用を支弁するための予算を確保する。

監査役が、外部専門家（弁護士・公認会計士等）への委嘱に関する合理的な費用の負担を求めたときは、速やかにこれに応じる。

７．業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① コンプライアンス

「コンプライアンス委員会規程」に基づき、コンプライアンス委員会がマニュアルを制定し、役員及び従業員等が、それぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題としてとらえ業務運営にあたるよう定期的に社内メールによる啓蒙活動、外部講師による講演会の開催を行い、法令及び定款を遵守するための取組を継続的に行っております。

加えて当社は、監査室にヘルプラインを設け、役員及び従業員が相談・通報体制を維持することによりコンプライアンスの実効性向上に努めております。

② リスク管理体制

事業全般におけるリスクを把握、評価、分析し、部門目標に反映して適切に管理しているほか、ライフライン事業に携わるものとして当社及びグループ各社において災害対策マニュアルを策定し、防災訓練を行う等により保安体制を整備しております。

③ 内部監査

監査室が作成した監査実施計画に基づき、リスク管理体制が有効に機能しているかの検証を含めて、当社及びグループ各社の内部監査が計画的に実施されております。

④ 財務報告に係る内部統制

当社及びグループ各社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の監査室がモニタリングし、改善を進めております。

８．株式会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針

当社グループが企業価値を維持・向上するためには、当社の供給エリアである関東一円の一般家庭に、安全且つ安定的に、より安価にガス体エネルギーを供給し続けるとともに、その特性である快適性、経済性、省エネ性、環境性などを提供することが不可欠であると考えております。そのためには、消費者の生活を支えるライフライン・社会資本ともいうべき、ガス本支管等の既存設備の経年管理に、積極的且つ創造的な再投資に努めてまいるとともに、緊急災害時に対応する基幹設計の更なる充実と、新たな供給システムの開発に積極的に取り組むなど、長期的な観点から財務及び事業の方針を決定し、消費者・地域社会をはじめとするステークホルダーズとの信頼関係を構築していかなければなりません。当社取締役会は、このような長期的な観点から当社の財務及び事業の方針を決定することを嫌い、当社がこれまで築き上げてきた地域社会や使用人、協力会社、金融機関等ステークホルダーズとの信頼関係を破壊し、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのある株式買付行為を行う者について、当社の方針の決定を支配する者として、適切ではないと考えております。

(2) 基本方針実現のための取組み

当社は、上記基本方針を実現するための取組みとして、平成18年２月９日に、企業価値向上プランを導入した後、平成18年６月９日、平成19年６月12日、平成21年６月８日に一部改正をし、平成27年６月25日開催の第61回定時株主総会において継続のご承認を得ております。当連結会計年度末日における企業価値向上プランの概要は、以下のとおりであります。

なお、現行の当連結会計年度末日における同プランの全文は、当社ホームページにおいて閲覧することができます。

(http://www.nichigas.co.jp/ir/pdf/torikumi.pdf)

Ⅰ.「日本瓦斯グループの経営理念～持続的成長を目指して～」の策定

当社は、中長期的観点から持続的成長を可能とするため、当社経営陣により、あらかじめ経営理念（日本瓦斯グループの経営理念～持続的成長を目指して～）を策定・公表した上で経営を行い、株主の皆様に業績評価をしていただくことが、当社経営陣の経営責任の明確化に資すると考え、当社グループの現在の状況を踏まえ、次のとおりグループ経営理念を策定します。

① 地域社会に対する貢献
② 企業の持続的成長を目指す
③ 人的資源の尊重

Ⅱ. 経営評価委員会の設置

当社は、上記経営理念の公表と合わせて、企業価値及び株主共同の利益の維持・向上に向けた取組みについて、外部から客観的な意見を求めてガバナンス機能を強化するため、当社取締役会から独立した外部有識者をメンバーとする経営評価委員会を設置しました。

現在委員には、井手秀樹慶應義塾大学商学部教授を委員長として、成城大学大学院法学研究科教授山田剛志氏及び東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社代表取締役能勢元氏が就任しております。

Ⅲ. 企業価値向上プランの導入

① 企業価値向上プランの導入の目的－企業価値・株主共同の利益の維持・向上

当社取締役会は、特定の株主グループによる当社発行済株式（当社保有自己株式を除く）の株券等保有割合が20%以上となる買付提案（以下、単に「買付提案」といいます。）又は買付行為が、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する買収類型に該当するか否かを判断するためのルール（以下、「企業価値向上プラン」といいます。）を策定し、企業価値・株主共同の利益を毀損する買収類型に該当すると判断した場合には、企業価値及び株主共同の利益の維持・向上という目的のために、対抗措置として取得条項付新株予約権の無償割当てを行うことといたしました。

② 当社株式の買付提案及び買付行為への対応方針

（企業価値向上プランの内容）

イ．企業価値向上プランの対象となる買付者

企業価値向上プランの対象となる買付者は、特定の株主グループによる当社発行済株式（当社保有自己株式を除く。）の株券等保有割合が20％以上となる買付提案又は買付行為を行おうとする者（以下、「買付者」といいます。）です。

ロ．必要情報提供手続

買付者には、当社発行済株式（当社保有自己株式を除く。）の株券等保有割合が20％以上となる買付行為（以下、「大規模買付行為」といいます。）を行う前に、当社取締役会に対して、買付提案を行っていただきます。当社取締役会は、買付者の買付提案が具体的に当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損するものではないかを判断するために、買付者からの買付提案を受けた後、５営業日以内に、必要情報の提供を要請します。買付者から十分な情報提供がなされた場合又は複数回にわたる情報要請にかかわらず買付者から十分な情報提供がなされなかった場合、当社取締役会は受領した情報を、直ちに独立の外部専門家３名により構成され、別に設置される経営評価委員会に上程します。

ハ．経営評価委員会及び取締役会による検討手続

当社取締役会から必要情報の上程を受けた経営評価委員会は、外部専門家の助言を受ける等しながら、買付提案の検討・分析を行い、当社取締役会が買付者から受領した必要情報の上程を受けてから60営業日以内（但し、経営評価委員会は、必要がある場合には、この期間を30営業日に限り延長することができるものとします。）に、当社取締役会に対して、対抗措置の発動の要否について勧告します。

ニ．経営評価委員会による検討・分析事項

経営評価委員会は、以下の事項の該当性につき検討・分析し、いずれかに該当すると判断した場合には、当社取締役会に対して対抗措置の発動を勧告し、いずれにも該当しないと判断した場合には、対抗措置の不発動を勧告します。

a. 買付者が当社取締役会より複数回にわたる情報提供の要請を受けたにもかかわらず、株主が当社株式を買付者に譲渡するか、保持し続けるかを判断するために十分な情報を提供しない場合であり、且つ当該時点で対抗措置を発動しない場合には当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損するおそれがあると認められる。

b. 濫用的買収者である（以下のいずれかに該当すること）。

（ⅰ） 買付者が、真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を当社又は当社の関係者に引き取らせる目的で、当社株式の買付提案又は買付行為を行っている（いわゆるグリーンメイラーである）ことが客観的且つ合理的に認められる。

（ⅱ） 買付者が、当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該買付者や、そのグループ会社等に移譲させる等、いわゆる焦土化経営を行う目的で、当社株式の買付提案又は買付行為を行っていることが客観的且つ合理的に認められる。

（ⅲ） 買付者が、当社の経営を支配した後に、当社の資産を当該買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株式の買付提案又は買付行為を行っていることが客観的且つ合理的に認められる。

（ⅳ） 買付者が、当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等、高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、あるいは一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高価売り抜けをする目的で、当社株式の買付提案又は買付行為を行っている場合等、当社を食い物にしようとしていることが客観的且つ合理的に認められる。

（ｖ） 買付者が、二段階での強圧的な買付（最初の買付条件を有利に、二段階目の買付条件を不利に（あるいは明確にしないで）設定するような行為のことをいい、最初の買付行為に応じなければ不利益を被るような状況を作り出し、株主の皆様に売り急がせる買付手法のことをいいます。）を予定して、当社株式の買付提案又は買付行為を行っていることが、客観的且つ合理的に認められる。

c. 買付後の経営計画又は事業計画が著しく不合理であり、買付者による買付後に当社の企業価値及び株主共同の利益が毀損されることが明らかである。

d. （現経営陣の経営計画又は事業計画が、経営評価委員会に上程された場合で）買付後の経営計画又は事業計画が、現経営陣の経営計画又は事業計画（買付者による買付提案に対する代替案を含みます。）と比較して、明白に劣っており、買付者による、買付後に当社の企業価値及び株主共同の利益が毀損されることが明らかである。

ホ． 経営評価委員会による勧告の尊重

当社取締役会は、経営評価委員会の勧告を受け、対抗措置発動の要否を決定します。その判断の際には、経営評価委員会による勧告を最大限尊重いたします。

ヘ． 取締役会の検討内容の開示

当社取締役会は、対抗措置を発動する旨の決議をした場合、速やかに、当該決議をした旨及びその理由を開示いたします。また、対抗措置を発動しない旨の決議をした場合でも、買付提案が当社取締役会の経営計画又は事業計画（買付者による買付提案に対する代替案を含みます。）に劣り、当社の企業価値及び株主共同の利益の維持・向上に反すると判断した場合には、その旨の意見表明を行い、当社取締役会の経営計画又は事業計画（買付者による買付提案に対する代替案を含みます。）を適切な時期に開示し、株主の皆様のご判断を仰ぎます。

③　対抗措置の内容

対抗措置として割当てられる取得条項付新株予約権の概要は、以下の通りです。

イ．新株予約権の割当対象となる株主及びその条件

当社取締役会が対抗措置を発動する旨の決議をした後に開催される取締役会の決議で、決定される割当期日（以下、「割当期日」といいます。）時点における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その保有株式１株につき１個の割合で新株予約権を割当てる。

ロ．　取得条項

新株予約権の割当てに関する決議を行う取締役会において、決定される取得条項成就日が到来することを条件として、当社はこの新株予約権を取得し、代わりに当社普通株式３株を限度として交付する。

ハ．取得条件

買付者及び買付者を含む特定の株主グループに属する者が、新株予約権の割当を受けた場合には、当該新株予約権者である買付者及び買付者を含む特定の株主グループに属する者から、その保有する新株予約権を取得し、代わりに当社普通株式を交付することを行わない。

(3) 基本方針実現のための取組みについての取締役会の判断及びその理由

上記取組みのうち、「Ⅰ.『日本瓦斯グループの経営理念～持続的成長を目指して～』の策定」及び「Ⅱ. 経営評価委員会の設置」については、当社事業の特性に基づいて、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を維持・向上することを直接の目的として行われるものであるから、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社会社役員の地位の維持を目的とするものではございません。

また、「Ⅲ. 企業価値向上プランの導入」につきましても、以下の理由から、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社会社役員の地位の維持を目的とするものではございません。

① 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年５月27日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則を充足しています。

② 株主意思を重視するものであること

本プランは、平成18年６月29日開催の第52回定時株主総会において、本プランに係る定款変更議案及び本プランの継続をご了承いただき、平成19年６月28日開催の第53回定時株主総会、平成21年６月26日開催の第55回定時株主総会、平成23年6月29日開催の第57回定時株主総会、平成25年６月27日開催の第59回定時株主総会及び平成27年６月25日開催の第61回定時株主総会において継続のご了承をいただいたことによって、株主の皆様のご信任を得ております。また、今後も、取締役選任議案（企業価値向上プランの継続を支持する取締役の選任をお諮りします。）として、株主の皆様の意思を反映させていくことを予定しております。

③ 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

経営評価委員会は、有事にも当社取締役会の恣意的行動を厳しく監視するとともに、その判断の概要については、当社ホームページにおいて株主の皆様に情報開示されており、本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

④ 合理的な客観的要件の設定

本プランは、合理的且つ客観的な要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

⑤ デットハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、今後も株主総会において、取締役選任議案を通じて株主の皆様の意思を反映させていくことを予定しておりますので、株主総会決議により廃止できない又は時間を要する、いわゆるデットハンド型・スローハンド型の買収防衛策ではございません。

……

（注） 本事業報告中に記載の金額及び株式数については、表示単位未満の端数を切り捨て、その他の比率は四捨五入により表示しております。

連結貸借対照表

（平成28年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**47,020**	**流動負債**	**39,268**
現金及び預金	34,246	支払手形及び買掛金	7,240
受取手形及び売掛金	6,807	電子記録債務	4,110
商品及び製品	4,347	短期借入金	4,950
仕掛品	76	1年内返済予定の長期借入金	13,182
原材料及び貯蔵品	75	リース債務	959
繰延税金資産	604	未払法人税等	3,252
その他	981	賞与引当金	448
貸倒引当金	△120	その他	5,125
固定資産	**92,073**	**固定負債**	**39,512**
有形固定資産	**73,051**	長期借入金	33,051
建物及び構築物	9,802	リース債務	1,719
機械装置及び運搬具	35,543	再評価に係る繰延税金負債	207
工具、器具及び備品	1,072	株式報酬引当金	170
土地	23,487	ガスホルダー修繕引当金	330
リース資産	2,405	退職給付に係る負債	2,346
建設仮勘定	739	その他	1,686
無形固定資産	**6,991**	**負債合計**	**78,781**
のれん	4,458	（純資産の部）	
その他	2,533	**株主資本**	**59,345**
投資その他の資産	**12,030**	資本金	7,070
投資有価証券	4,083	資本剰余金	15,724
長期貸付金	3,724	利益剰余金	45,447
繰延税金資産	2,715	自己株式	△8,896
その他	2,207	**その他の包括利益累計額**	**965**
貸倒引当金	△701	その他有価証券評価差額金	782
		為替換算調整勘定	208
繰延資産	**3**	退職給付に係る調整累計額	△25
開発費	3	**非支配株主持分**	**5**
		純資産合計	**60,316**
資産合計	**139,097**	**負債及び純資産合計**	**139,097**

連結損益計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**114,691**
売上原価		**60,960**
売上総利益		**53,731**
販売費及び一般管理費		41,920
営業利益		**11,810**
営業外収益		
受取利息及び配当金	274	
その他	283	558
営業外費用		
支払利息	508	
持分法による投資損失	382	
その他	146	1,037
経常利益		**11,331**
特別利益		
固定資産売却益	19	
投資有価証券売却益	35	54
特別損失		
固定資産売却損	1	
固定資産除却損	295	
退職給付制度改定損	100	
その他	11	409
税金等調整前当期純利益		**10,977**
法人税、住民税及び事業税		4,142
法人税等調整額		△256
当期純利益		**7,091**
非支配株主に帰属する当期純利益		1
親会社株主に帰属する当期純利益		**7,090**

連結株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	7,070	6,683	39,263	△19,297	33,718
当期変動額					
剰余金の配当			△906		△906
親会社株主に帰属する当期純利益			7,090		7,090
自己株式の取得				△1,101	△1,101
自己株式の処分		9,041		11,502	20,544
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	―	9,041	6,183	10,401	25,626
当期末残高	7,070	15,724	45,447	△8,896	59,345

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	1,109	207	△70	1,246	4	34,969
当期変動額						
剰余金の配当						△906
親会社株主に帰属する当期純利益						7,090
自己株式の取得						△1,101
自己株式の処分						20,544
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△326	1	44	△280	1	△279
当期変動額合計	△326	1	44	△280	1	25,346
当期末残高	782	208	△25	965	5	60,316

連　結　注　記　表

1．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

①　連結子会社の状況

・連結子会社の数　　６社

・連結子会社の名称　　東彩ガス株式会社
東日本ガス株式会社
新日本瓦斯株式会社
北日本ガス株式会社
日本瓦斯工事株式会社
日本瓦斯運輸整備株式会社

②　非連結子会社の状況

・非連結子会社の数　　３社

・非連結子会社の名称　　株式会社ニチガス物流計算センター
株式会社雲の宇宙船
Nippon Gas USA,Inc.

・連結の範囲から除いた理由　　非連結子会社３社はいずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

①　持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

・持分法適用の非連結子会社の数　１社

・持分法適用の非連結子会社　　Nippon Gas USA,Inc.

・持分法適用の関連会社の数　　１社

・持分法適用の関連会社　　Strategic Power Holdings LLC

② 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の状況

・非連結子会社の名称	株式会社ニチガス物流計算センター 株式会社雲の宇宙船
・関連会社の名称	Strategic Power Holdings Operations,Inc. COzero Holdings Limited.
・持分法を適用しない理由	非連結子会社２社及び関連会社２社は、それぞれの当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、且つ全体としても重要性がないためであります。

③ 持分法の適用の手続について特に記載すべき事項

決算日が連結決算日と異なる会社について、当該会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ．たな卸資産

・商品	主として先入先出法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。 ただし、販売用不動産は個別法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。
・製品、仕掛品、原材料、貯蔵品	主として移動平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

ロ．有価証券

・その他有価証券

時価のあるもの	連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
時価のないもの	移動平均法による原価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産 （リース資産を除く）	定率法（ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）は定額法）を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物及び構築物　　７～50年 機械装置及び運搬具　４～22年
ロ．無形固定資産 （リース資産を除く）	定額法 のれんについては、取得後５年及び20年で償却しております。 自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいて償却しております。
ハ．リース資産	所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間定額法によっております。なお、主なリース期間は５年であります。

③ 重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金	売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
ロ．賞与引当金	連結計算書類作成会社は、賞与引当金を計上する必要はありませんが、連結子会社は、使用人に対して支給する賞与の支出に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。
ハ．株式報酬引当金	役員報酬BIP信託による当社株式の交付に備えるため、株式交付規程に基づき、取締役及び執行役員（委任型）に割り当てられたポイントに応じた株式の支給見込額を計上しております。
ニ．ガスホルダー修繕引当金	連結子会社のうち東彩ガス株式会社、新日本瓦斯株式会社、東日本ガス株式会社、北日本ガス株式会社の都市ガス４社は、次回修繕見積額を修繕周期にて配分計上しております。

④　その他連結計算書類の作成のための重要な事項

イ．繰延資産の処理方法

開発費	５年による均等償却を行っております。

ロ．退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定率法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。なお、連結子会社は、簡便法を適用しております。

ハ．ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の処理	原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引は、特例処理を適用しております。
ヘッジ手段とヘッジ対象	ヘッジ手段…金利スワップ　商品スワップ ヘッジ対象…借入金　　商品購入代金
ヘッジ方針	リスクに関する内部規程に基づき為替変動リスク・商品価格リスク及び金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。
ヘッジ有効性評価の方法	ヘッジの有効性については、ヘッジ対象とヘッジ手段について、相場変動額をヘッジ期間全体にわたり比較し、評価しております。なお、特例処理による金利スワップは、有効性の評価を省略しております。

ニ．消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
ホ．のれんの償却方法及び償却期間	１社20年間、その他については５年間の定額法により償却しております。

（会計方針の変更）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号　平成25年９月13日）、及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号　平成25年９月13日）等を当連結会計年度から適用し、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

（追加情報）

（役員退職慰労金制度の廃止）

当社は、平成27年６月25日開催の第61回定時株主総会（以下、「本株主総会」という。）において、役員退職慰労金制度を平成27年３月期をもって廃止することといたしました。

また、本株主総会終結後も引き続き在任する取締役及び監査役については、平成27年３月31日までの在任期間に応じた退職慰労金を打ち切り支給することが決議されました。

なお、当社の連結子会社６社においても同様の決議がされており、退職慰労金の打ち切り支給時期は各取締役においては当社及び連結子会社の全ての取締役等を退任した時点、各監査役においては監査役を退任した時点（ただし、監査役を退任後に当社及び連結子会社の取締役等に就任している場合は全ての当該取締役等を退任した時点）といたします。

このため、第１四半期連結会計期間において「役員退職慰労引当金」残高を全額取崩し、打ち切り支給に伴う未払額を、流動負債及び固定負債の「その他」に計上しております。

（株式報酬型「役員報酬BIP信託」に係る取引について）

当社は、第２四半期連結会計期間より「役員報酬BIP信託」を導入しております。役員報酬BIP信託とは、米国のパフォーマンス・シェア（Performance Share）制度及び譲渡制限付株式報酬（Restricted Stock）制度を参考にした役員インセンティブ・プランであり、各連結会計年度の基本報酬月額及び役位に応じて決定される役位係数に基づき算出される数の当社株式が、当社の取締役（社外取締役及び非常勤取締役を除く。）、当社と委任契約を締結している執行役員及び当社の連結子会社６社の取締役（以下、「対象取締役等」という。）に交付される株式報酬型の役員報酬です。

当社は、対象取締役等を受益者として、当社株式の取得資金を拠出することにより信託を設定いたします。当該信託は予め定める株式交付規程に基づき対象取締役等に交付すると見込まれる数の当社株式を、当社からの自己株式処分による取得または株式市場から取得いたします。

当社は、株式交付規程に従い、対象取締役等に対し各連結会計年度の役位係数に応じてポイントを付与し、対象取締役等の退任時に累積ポイントの70%に相当する数の当社株式を当該信託を通じて交付し、残りの当社株式については当該信託内で換価処分した換価処分金相当額の金銭を当該信託から給付します。

これらに伴う会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号　平成27年３月26日）を適用しております。

なお、当連結会計年度末に役員報酬BIP信託が所有する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により連結貸借対照表の純資産の部に自己株式として計上しており、計上額は1,099百万円、株式数は291,300株であります。

また、上記役員報酬の当連結会計年度の負担見込額については、株式報酬引当金として計上しております。

２．連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

建物及び構築物	135百万円
土地	956百万円
工場財団担保	7,630百万円
(土地)	(456)百万円
(機械装置他)	(7,174)百万円
計	8,722百万円

担保に係る債務

短期借入金	3,110百万円
長期借入金（１年内返済予定額を含む)	3,102百万円
計	6,212百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　174,769百万円

(3) 保証債務

金融機関からの借入債務に対し、保証を行っております。

当社の使用人	5百万円

３．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	48,561千株	―千株	―千株	48,561千株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ．平成27年６月25日開催の第61回定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額　451百万円
・１株当たり配当額　13.00円
・基準日　平成27年３月31日
・効力発生日　平成27年６月26日

ロ．平成27年10月28日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額　455百万円
・１株当たり配当額　13.00円
・基準日　平成27年9月30日
・効力発生日　平成27年11月18日

(注)平成27年10月28日取締役会決議による配当金の総額には、役員報酬BIP信託が保有する自社の株式に対する配当金３百万円が含まれています。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

平成28年6月28日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

・配当金の総額　730百万円
・１株当たり配当額　17.00円
・基準日　平成28年3月31日
・効力発生日　平成28年6月29日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

(注)配当金の総額には、役員報酬BIP信託が保有する自社の株式に対する配当金４百万円が含まれています。

4．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、主にガス事業を行うための導管設備工事に必要な資金（主に銀行借入）を設備投資計画に基づき調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産（主に預金）で運用し、また、短期的運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用し、投機的な取引は行っておりません。

②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、投資有価証券は主に取引先企業との業務に関連する株式であり、市場価額の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに電子記録債務は、すべて1年以内の支払期日であります。借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還期限は決算日後、最長で9年9ヶ月後であります。このうち一部は、変動金利であるため金利変動リスクに晒されておりますが、大半は、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジの方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「会計方針に関する事項」の「ヘッジ会計の方法」を参照してください。

③金融商品に係るリスク管理体制

イ.信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、販売管理規程及び与信管理規程に従い、営業債権について各営業部門の管理課が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社においても、同様の管理を行っております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

当期の連結決算日における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表されております。

ロ.市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

当社及び一部の連結子会社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引については、取引権限や限度額を定めたデリバティブ管理規程に基づき、四半期ごとに常務会で基本方針を承認し、これに従い担当部署が取引を行い、経財部において記帳及び契約先との残高照合等を行っております。連結子会社においても、同様の管理を行っております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき経財部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性を売上高の１か月相当に維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	34,246	34,246	―
(2) 受取手形及び売掛金	6,807		
貸倒引当金（*1）	△109		
	6,697	6,697	―
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	3,239	3,239	―
資産計	44,183	44,183	―
(1) 支払手形及び買掛金	7,240	7,240	―
(2) 電子記録債務	4,110	4,110	―
(3) 短期借入金	4,950	4,950	―
(4) 1年内返済予定の長期借入金	13,182	13,182	―
(5) 長期借入金	33,051	32,983	△67
負債計	62,534	62,466	△67
デリバティブ取引（*2）	―	―	―

（*1）受取手形及び売掛金に計上している貸倒引当金を控除しております。

（*2）デリバティブ取引については、金利スワップの特例処理によるものであり、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、当該長期借入金に含めて記載しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資　産

(1) 現金及び預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっております。

負　債

(1) 支払手形及び買掛金、及び (2) 電子記録債務

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 短期借入金、及び (4) １年内返済予定の長期借入金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金に含めて記載しております（上記（*2）参照）。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：百万円）

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	844

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積るには過大なコストを要すると見込まれます。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「資産 (3) 投資有価証券　その他有価証券」には含めておりません。

（注３）満期のある金銭債権の連結貸借対照表日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	34,246	―	―	―
受取手形及び売掛金	6,807	―	―	―

（注４）長期借入金の連結貸借対照表日後の返済予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
長期借入金	13,182	12,290	6,587	8,101	6,071

５．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　1,412円96銭

(2) １株当たり当期純利益　190円71銭

６．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

（平成28年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**35,851**	**流動負債**	**27,352**
現金及び預金	25,851	電子記録債務	4,110
受取手形	257	買掛金	3,224
売掛金	3,365	短期借入金	4,800
商品	3,549	一年内返済予定の長期借入金	9,795
貯蔵品	26	リース債務	814
繰延税金資産	312	未払金	1,669
その他	2,579	未払費用	297
貸倒引当金	△90	未払法人税等	2,033
		未払消費税等	448
		前受金	0
		預り金	159
固定資産	**71,239**	**固定負債**	**34,495**
有形固定資産	**32,242**	長期借入金	29,845
建物	5,892	リース債務	1,427
構築物	1,849	長期預り金	512
機械及び装置	3,569	退職給付引当金	1,303
車両運搬具	211	株式報酬引当金	99
器具及び備品	445	その他	1,306
土地	18,948	**負債合計**	**61,848**
リース資産	1,303		
建設仮勘定	22	（純資産の部）	
無形固定資産	**2,861**	**株主資本**	**44,486**
のれん	675	**資本金**	**7,070**
その他	2,185	**資本剰余金**	**15,061**
投資その他の資産	**36,135**	資本準備金	5,197
投資有価証券	3,246	その他資本剰余金	9,863
関係会社株式	26,204	**利益剰余金**	**31,251**
出資金	3	利益準備金	949
長期貸付金	4,677	その他利益剰余金	30,302
繰延税金資産	520	固定資産圧縮積立金	111
その他	2,182	別途積立金	7,750
貸倒引当金	△699	繰越利益剰余金	22,440
		自己株式	**△8,896**
		評価・換算差額等	**755**
		その他有価証券評価差額金	755
		純資産合計	**45,242**
資産合計	**107,090**	**負債及び純資産合計**	**107,090**

損　益　計　算　書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**66,851**
売上原価		**37,237**
売上総利益		**29,614**
販売費及び一般管理費		21,607
営業利益		**8,006**
営業外収益		
受取利息及び配当金	570	
その他	189	759
営業外費用		
支払利息	446	
株式交付費	67	
為替差損	64	
その他	8	587
経常利益		**8,178**
特別利益		
固定資産売却益	0	
投資有価証券売却益	35	36
特別損失		
固定資産売却損	1	
固定資産除却損	238	
その他	7	247
税引前当期純利益		**7,968**
法人税、住民税及び事業税	2,742	
法人税等調整額	△206	2,535
当期純利益		**5,432**

株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本								
		資本剰余金			利益剰余金				
	資本金	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
						固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	7,070	5,197	822	6,020	949	103	7,750	17,922	26,725
当期変動額									
剰余金の配当								△906	△906
固定資産圧縮積立金の取崩						△0		0	—
税率変更による積立金の調整額						7		△7	—
当期純利益								5,432	5,432
自己株式の取得									
自己株式の処分			9,041	9,041					
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	9,041	9,041	—	7	—	4,518	4,525
当期末残高	7,070	5,197	9,863	15,061	949	111	7,750	22,440	31,251

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△19,297	20,518	1,069	1,069	21,587
当期変動額					
剰余金の配当		△906			△906
固定資産圧縮積立金の取崩		—			—
税率変更による積立金の調整額		—			—
当期純利益		5,432			5,432
自己株式の取得	△1,101	△1,101			△1,101
自己株式の処分	11,502	20,544			20,544
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△313	△313	△313
当期変動額合計	10,401	23,968	△313	△313	23,655
当期末残高	△8,896	44,486	755	755	45,242

個　別　注　記　表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① たな卸資産

・商品　主として先入先出法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。
ただし、販売用不動産は個別法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

・貯蔵品　主として先入先出法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

② 有価証券

・子会社株式及び関連会社株式　移動平均法による原価法

・その他有価証券

時価のあるもの　事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの　移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）　定率法
ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	７～50年
機械及び装置	５～17年

② 無形固定資産（リース資産を除く）　定額法
のれんについては、取得後５年で均等償却しております。
自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいて償却しております。

③ リース資産　所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間定額法によっております。なお、主なリース期間は５年であります。

④長期前払費用　定額法

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務見込額を計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各期の発生時における従業員の平均残存期間以内の一定の年数（５年）による定率法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理しております。

なお、未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

③ 株式報酬引当金

役員報酬BIP信託による当社株式の交付に備えるため、株式交付規程に基づき、取締役及び執行役員（委任型）に割り当てられたポイントに応じた株式の支給見込額を計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 繰延資産の処理方法

開発費　５年による均等償却を行っております。

② ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の処理　原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引は、特例処理を適用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象　ヘッジ手段…金利スワップ　商品スワップ
ヘッジ対象…借入金　商品購入代金

ヘッジ方針　リスクに関する内部規程に基づき為替変動リスク・商品価格リスク及び金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

ヘッジ有効性評価の方法	ヘッジの有効性については、ヘッジ対象とヘッジ手段について、相場変動額をヘッジ期間全体にわたり比較し、評価しております。なお、特例処理による金利スワップは、有効性の評価を省略しております。
③　消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

（追加情報）

（役員退職慰労金制度の廃止）

当社は、平成27年６月25日開催の第61回定時株主総会（以下、「本株主総会」という。）において、役員退職慰労金制度を平成27年３月期をもって廃止することといたしました。

また、本株主総会終結後も引き続き在任する取締役及び監査役については、平成27年３月31日までの在任期間に応じた退職慰労金を打ち切り支給することが決議されました。

なお、当社の連結子会社６社においても同様の決議がされており、退職慰労金の打ち切り支給時期は各取締役においては当社及び連結子会社の全ての常勤取締役及び当社と委任契約を締結している執行役員（以下総称して「取締役等」という。）を退任した時点、各監査役においては監査役を退任した時点（ただし、監査役を退任後に当社及び連結子会社の取締役等に就任している場合は全ての当該取締役等を退任した時点）といたします。

このため、第１四半期会計期間において「役員退職慰労引当金」残高を全額取崩し、打ち切り支給に伴う未払額を、流動負債の「未払金」及び固定負債の「その他」に計上しております。

（株式報酬型「役員報酬BIP信託」に係る取引について）

当社は、第２四半期会計期間より「役員報酬BIP信託」を導入しております。役員報酬BIP信託とは、米国のパフォーマンス・シェア（Performance Share）制度及び譲渡制限付株式報酬（Restricted Stock）制度を参考にした役員インセンティブ・プランであり、各事業年度の基本報酬月額及び役位に応じて決定される役位係数に基づき算出される数の当社株式が、当社及び一部の子会社の取締役（社外取締役及び非常勤取締役を除く。）、当社と委任契約を締結している執行役員（以下、「対象取締役等」という。）に交付される株式報酬型の役員報酬です。

当社は、対象取締役等を受益者として、当社株式の取得資金を拠出することにより信託を設定いたします。当該信託は予め定める株式交付規程に基づき対象取締役等に交付すると見込まれる数の当社株式を、当社からの自己株式処分による取得または株式市場から取得いたします。

当社は、株式交付規程に従い、対象取締役等に対し各事業年度の役位係数に応じてポイントを付与し、対象取締役等の退任時に累積ポイントの70％に相当する数の当社株式を当該信託を通じて交付し、残りの当社株式については当該信託内で換価処分した換価処分金相当額の金銭を当該信託から給付します。

これらに伴う会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号　平成27年３月26日）を適用しております。

なお、当事業年度末に役員報酬BIP信託が所有する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により貸借対照表の純資産の部に自己株式として計上しており、計上額は1,099百万円、株式数は291,300株であります。

また、上記役員報酬の当事業年度の負担見込額については、株式報酬引当金として計上しております。

２．貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

建物	135百万円
土地	956百万円
工場財団担保	637百万円
(建物)	(306)百万円
(構築物)	(48)百万円
(機械及び装置)	(191)百万円
(土地)	(91)百万円
計	1,729百万円

担保に係る債務

短期借入金	3,110百万円
長期借入金(１年内返済予定額を含む)	2,290百万円
計	5,400百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　39,968百万円

(3) 保証債務

金融機関からの借入債務に対し、保証を行っております。

関係会社及び使用人	12百万円

(4) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権	3,042百万円
② 長期金銭債権	4,455百万円
③ 短期金銭債務	703百万円

３．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上高	9,664百万円
② 仕入高	2,702百万円
③ 販売費及び一般管理費	2,883百万円
④ 営業取引以外の取引高	1,169百万円

４．株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式　　5,877千株

５．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債発生の主な原因別の内訳

（繰延税金資産）	
貸倒引当金	210百万円
退職給付引当金	399百万円
株式報酬引当金	30百万円
販売用不動産評価損	177百万円
未払事業税	141百万円
未払金	192百万円
その他	457百万円
繰延税金資産小計	1,609百万円
評価性引当金	△394百万円
繰延税金資産合計	1,214百万円
（繰延税金負債）	
その他有価証券評価差額金	△333百万円
固定資産圧縮積立金	△48百万円
繰延税金負債合計	△381百万円
繰延税金資産の純額	833百万円

６．関連当事者との取引に関する注記

会社等

①名称

North Eastern States, Inc.

②関連当事者の総株主の議決権の総数に占める当社が有する議決権の数の割合

間接 50.0％

③当社の総株主の議決権の総数に占める関連当事者が有する議決権の数の割合

該当事項はありません。

④当社と関連当事者との関係

関連会社の子会社（役員の兼任－無）

⑤取引の内容

資金の貸付、受取利息

⑥取引の種類別の取引金額

資金の貸付 －百万円、受取利息 82百万円

⑦取引条件及び取引条件の決定方針

・取引条件

期間７年、平均利率4.6%、無担保

・取引条件の決定方針

資金の貸付については、現地の市場金利及び財政状態を勘案して利率を決定しております。

⑧取引により発生した債権又は債務に係る主な項目別の当事業年度末残高

長期貸付金 1,893百万円、その他投資その他の資産 364百万円

７．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額	1,059円95銭
(2) １株当たり当期純利益	146円12銭

８．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年５月25日

日本瓦斯株式会社
　取締役会　御中

協 立 監 査 法 人
代 表 社 員
業務執行社員　公認会計士　朝　田　　潔　　㊞

業務執行社員　公認会計士　田　中　伴　一　　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、日本瓦斯株式会社の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本瓦斯株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年５月25日

日本瓦斯株式会社
　取締役会　御中

協 立 監 査 法 人
代 表 社 員
業務執行社員　公認会計士　朝　田　　潔　　㊞

業務執行社員　公認会計士　田　中　伴　一　　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、日本瓦斯株式会社の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第62期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第62期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第１００条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び協立監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

会社法施行規則第１１８条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第１３１条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成１７年１０月２８日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

四　事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第１１８条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人協立監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人協立監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年５月27日

日本瓦斯株式会社　監査役会

常勤監査役　　大　槻　昌　平　㊞

社外監査役　　坂　本　昭二郎　㊞

社外監査役　　能　勢　　元　㊞

社外監査役　　山　田　剛　志　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、業績が順調に推移し５期連続で過去最高益を更新したことから１株につき17円00銭としたいと存じます。なお、当社は引き続き安定的な配当の継続を基本方針としております。

① 配当財産の種類
金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式１株につき金17円00銭といたしたいと存じます。なお、この場合の配当総額は730,578,230円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成28年６月29日といたしたいと存じます。

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

当社は、定款上、本店を東京都中央区に置いておりましたが、昨年11月の本社移転に伴い現行定款第３条（所在地）に定める本店の所在地を変更するものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。　（下線部は変更部分を示します）

現　行　定　款	変　　更　　案
第１章　総　　則 （所在地） 第３条 当会社は、本店を東京都中央区におく。	第１章　総　　則 （所在地） 第３条 当会社は、本店を東京都渋谷区におく。

第３号議案　取締役1名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役中山雄樹氏は辞任により退任いたしますので、取締役1名の補欠選任をお願いするものであります。

なお、本取締役候補者は、取締役中山雄樹氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより、在任取締役の任期の満了すべき時までとなります。

氏　　名 （生　年　月　日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
飯島（いいじま）　徹（とおる） （昭和29年２月24日生）	昭和52年３月　当社入社 平成15年６月　当社取締役（営業本部保安部兼企画業務部統括部長） 平成18年４月　当社常務取締役（営業本部長） 平成19年４月　当社常務取締役（営業支援本部長） 平成20年４月　当社常務取締役（営業本部ＴＥＤ部長兼開発営業部管掌） 平成21年６月　東日本ガス株式会社代表取締役社長 平成26年６月　東彩ガス株式会社代表取締役社長（現任） 平成28年５月　東日本ガス株式会社代表取締役社長（現任） （重要な兼職の状況） 東彩ガス株式会社代表取締役社長 東日本ガス株式会社代表取締役社長	43,062株

（注）1. 飯島徹氏は新任候補者であります。
2. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 飯島徹氏は当社の企画業務部取締役や営業本部管掌取締役等の要職を経て、平成21年６月より東日本ガス株式会社、平成26年６月東彩ガス株式会社の代表取締役社長として当社の都市ガス事業全般をリードしております。
都市ガス事業における各種技術や販売戦略に精通するとともに、経営に関する豊富な経験・実績を有していることから候補者として選任しております。

第４号議案　監査役２名選任の件

監査役能勢元氏及び山田剛志氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役２名の選任をお願いするものであります。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	能勢（のせ）　元（げん） （昭和46年12月18日生）	平成19年４月　東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社代表取締役（現任） 平成21年４月　リーマン・ブラザーズ証券株式会社監査役（現任） 平成22年９月　税理士法人東京フィナンシャル会計事務所統括代表社員（現任） 平成23年６月　当社経営評価委員会委員（現任） 平成23年９月　中央大学商学部客員講師（現任） 平成24年６月　当社監査役（現任） 平成24年９月　東陽監査法人代表社員 （重要な兼職の状況） 東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社代表取締役 リーマン・ブラザーズ証券株式会社監査役	0株
2	山田（やまだ）　剛志（つよし） （昭和40年７月16日生）	平成16年４月　弁護士登録 平成16年４月　新潟大学法科大学院准教授 平成20年１月　株式会社トップカルチャー監査役（現任） 平成22年４月　成城大学大学院法学研究科教授（現任） 平成23年７月　敬和綜合法律事務所客員弁護士（現任） 平成27年６月　当社監査役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社トップカルチャー監査役	0株

（注）1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 能勢元氏及び山田剛志氏は、社外監査役候補者であり、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員の候補者であります。

3. 能勢元氏を社外監査役候補者とした理由は、税理士法人東京フィナンシャル会計事務所の統括代表社員であり、会計士としての専門的見地から会計・財務に関して十分な実績をあげられており、経営に関する高い見識も有しているため当社の社外監査役にふさわしいと判断して候補者としております。

4. 山田剛志氏を社外監査役候補者とした理由は、弁護士資格を持つ現職の大学教授でありその専門知識と見識を当社の監査体制の強化に活かしていただきたいためであります。また、山田剛志氏は、会社経営に関与された経験はございませんが、上記の経験等を勘案し、当社の社外監査役として職務を適切に遂行できるものと判断して候補者としております。

5. 社外監査役の責任限定について
当社は社外監査役が期待できる役割を十分発揮できるよう、会社法第427条第1項に基づき、現行定款第47条において、社外監査役との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めており、これに基づき能勢元氏及び山田剛志氏と責任を限定する契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合、当社との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。その契約内容は次のとおりであります。
・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
・上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の執行において善意かつ重大な過失がない時に限るものとする。
6. 能勢元氏の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって４年となります。
山田剛志氏の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって１年となります。

以　上

＜インターネットによる議決権行使のお手続きについて＞

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申しあげます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

１．議決権行使サイトについて

（１）インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン　または携帯電話（ｉモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（ http://www.evote.jp/ ）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。（ただし、毎日午前２時から午前５時までは取り扱いを休止します。）

※「ｉモード」は(株)ＮＴＴドコモ、「EZweb」はKDDI(株)、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。

（２）パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

（３）携帯電話による議決権行使は、ｉモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

（４）インターネットによる議決権行使は、平成28年６月27日（月曜日）の午後５時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

２．インターネットによる議決権行使方法について

（１）議決権行使サイト（ http://www.evote.jp/ ）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

（2）株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
（3）株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

3．複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い
（1）郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
（2）インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4．議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について
議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

以　上

システム等に関するお問い合わせ
三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部（ヘルプデスク）
・電話　0120-173-027（受付時間　9:00～21:00、通話料無料）

株主総会会場ご案内図

帝国ホテル≪本館4階　桜の間≫
東京都千代田区内幸町一丁目1番1号
電話（03）3504－1111（代表）



＜交通機関＞

JR線　有楽町駅　下車　徒歩５分　地下鉄　銀 座 駅　下車　徒歩５分
　　新 橋 駅　下車　徒歩７分　　日比谷駅　下車　徒歩３分
　　内幸町駅　下車　徒歩３分